

藤枝市地域おこし協力隊募集要領

藤枝市中山間地域活性化推進課では、地域外の人材の活用により中山間地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、藤枝市への移住・定住を促進するため、地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集対象

次のすべての要件を満たす方（募集人数：1人）

- (1) 令和7年12月1日現在、満20歳以上、50歳未満の方（性別は問いません）
 - (2) 3大都市圏及び都市地域等（※）から、生活の拠点（住民登録）を藤枝市へ移すことができる方
 - (3) 普通自動車運転免許を取得している方（委嘱日までに取得見込可）
 - (4) 地域の活性化や維持等に地域住民と協調して、積極的に行動できる方
 - (5) 協力隊員の活動終了後、藤枝市に定住し就業しようとする意思のある方
 - (6) 活動に関して市の条例、規則、要綱等を遵守し、それらに基づく市の指示、監督等に従うことができる方
 - (7) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な職務に対応できる方
 - (8) パソコン（Word、Excel、メールなど）の一般的な操作ができる方
- ※現在お住まいの住所が該当するかどうか、必ず事前にお問い合わせください

2. 任用形態・任用期間

- (1) 市長が委嘱します。（市との雇用関係はありません）
- (2) 委嘱期間は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までとします。なお、最長3年間（令和10年11月30日まで）延長できるものとします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと市が判断した場合は、委嘱期間中であってもその任を解くことができるものとします。

3. 住民票の異動（転入手続き）

委嘱日（令和7年12月1日）以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者ではなくなり、採用取消しとなる場合があります。

4. 報償費

- (1) 月額291,000円です。
- (2) 活動日数は、ひと月あたり20日間（原則として1日4時間以上）とします。20日に満たない場合は、1日あたり14,550円に活動日数を乗じた金額を支給します。なお、活動日数は、藤枝市地域おこし協力隊実施要綱第3条第10号の業務日報により確認します。（5(3)の場合において同じ）
- (3) 報償費の支給日は、活動月の翌月21日とします。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又

は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とします。

5. 活動に使用する車両

- (1) 活動に使用する車両は、隊員が用意してください。
- (2) 車輛使用経費として月額 25,000 円を支給します。
- (3) 燃料費として月額 10,000 円を支給します。ただし、活動日数が月 20 日に満たない時は、1 日あたり 500 円に活動日数を乗じた金額を支給します。
- (4) 活動に使用する車両の任意保険等は、隊員が加入してください。
- (5) 活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行ってください。
- (6) 第 2 号及び第 3 号に規定する経費の支給対象は自動車に限ります。(原付、自動二輪等は対象外となります)

6. 活動に使用する通信費等

- (1) 活動に使用するパソコンや通信機器等は、隊員が用意してください。
- (2) P C 等のリース代として月額 5,000 円を支給します。
- (3) 通信費として月額 10,000 円を支給します。

7. 住居

- (1) 住居は、隊員が用意してください。
- (2) 市は、住居に係る賃借料、礼金、共益費及び仲介手数料を予算の範囲内で負担します。
なお、賃借料は、月額 40,000 円を負担の上限とします。
- (3) 住居に関する経費のうち前号に規定するもの以外の経費は、隊員の負担となります。

8. 活動経費の支援

- (1) 活動に要する経費について、予算の範囲内で補助します。前項第 2 号に規定する住居に係る負担金を月額 40,000 円とした場合、250,000 円程度が令和 7 年度の補助上限額となります。

9. 地域おこし協力隊の活動について

活動テーマ：朝比奈活性化施設「たまゆら」及び玉取地区の活性化の推進

【重点活動】

- (1) 朝比奈活性化施設「たまゆら」及び玉取地区について、指定管理者や地域の住民と共に、地域活性化事業を実施すること
- (2) 朝比奈活性化施設「たまゆら」での体験活動を通して、他地域の人々に玉取地区を周知すること

【その他の活動】

- (1) 中山間地域への人の流れの創出に資する活動
- (2) その他中山間地域の活性化に資する活動
- (3) 月単位の行動計画及び業務日報の作成

- (4) 自然体験を通した、こども団体、生涯学習活動団体、高齢者団体等の各種団体への、「たまゆら」の利用促進
- (5) 指定管理者が行う書類作成の補助及び活動への参加

10. 応募手続き

- (1) 応募受付期間：令和7年10月28日（火）～11月14日（金）
郵送または持参で受付します。なお、提出していただいた書類は返却しません。
- (2) 提出書類
 - ・履歴書：市販の用紙で可。志望動機を記入の上、写真を貼付してください。
 - ・住民票の写し

11. 選考

- (1) 第1次選考
書類選考の上、結果を応募者全員に文書にて通知します。
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を行います。日時及び開催方法等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。なお、面接に要する交通費、宿泊費等は応募者の負担となります。
- (3) 最終選考結果の通知
最終結果は、第2次選考の終了後2週間以内に文書で通知します。

12. お申し込み・お問い合わせ

〒426-0132 静岡県藤枝市本郷 876 藤の瀬会館内
藤枝市 中山間地域活性化推進課（担当：清水・梶原）
電話 054-639-0120／メール chusankan@city.fujieda.lg.jp